

信楽高原都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	1
1-1 基本的事項	1
1-2 都市づくりの基本理念	4
2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針	8
2-1 区域区分の決定の有無	8
2-2 目標年次の人口	8
3. 主要な都市計画の方針	9
3-1 土地利用に関する方針	9
3-2 都市施設の整備に関する方針	11
3-3 市街地整備に関する方針	15
3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針	15
3-5 都市景観形成と保全に関する方針	19
3-6 防災に関する方針	20
3-7 都市環境に関する方針	21
3-8 福祉のまちづくりに関する方針	21

令和3年5月

滋 賀 県

信楽高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1. 都市計画の目標

1-1 基本的事項

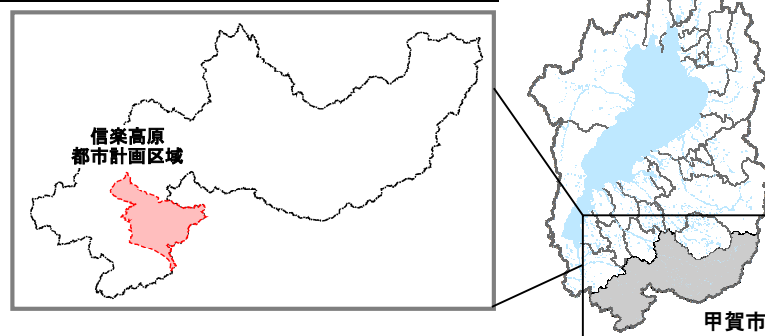
(1) 目標年次

本方針の策定に当たり、平成 22 年を基準年として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より 15 年後の令和 7 年の将来予測を行った上で定め、また、具体の事業についてはおおむね 10 年以内に整備するものを目標とする。

(2) 都市計画区域の範囲および規模

本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次のとおりである。

区 分	市 町 名	範 囲	面 積
信 楽 高 原 都市計画区域	甲 賀 市	行政区域の一部	約 3,267ha



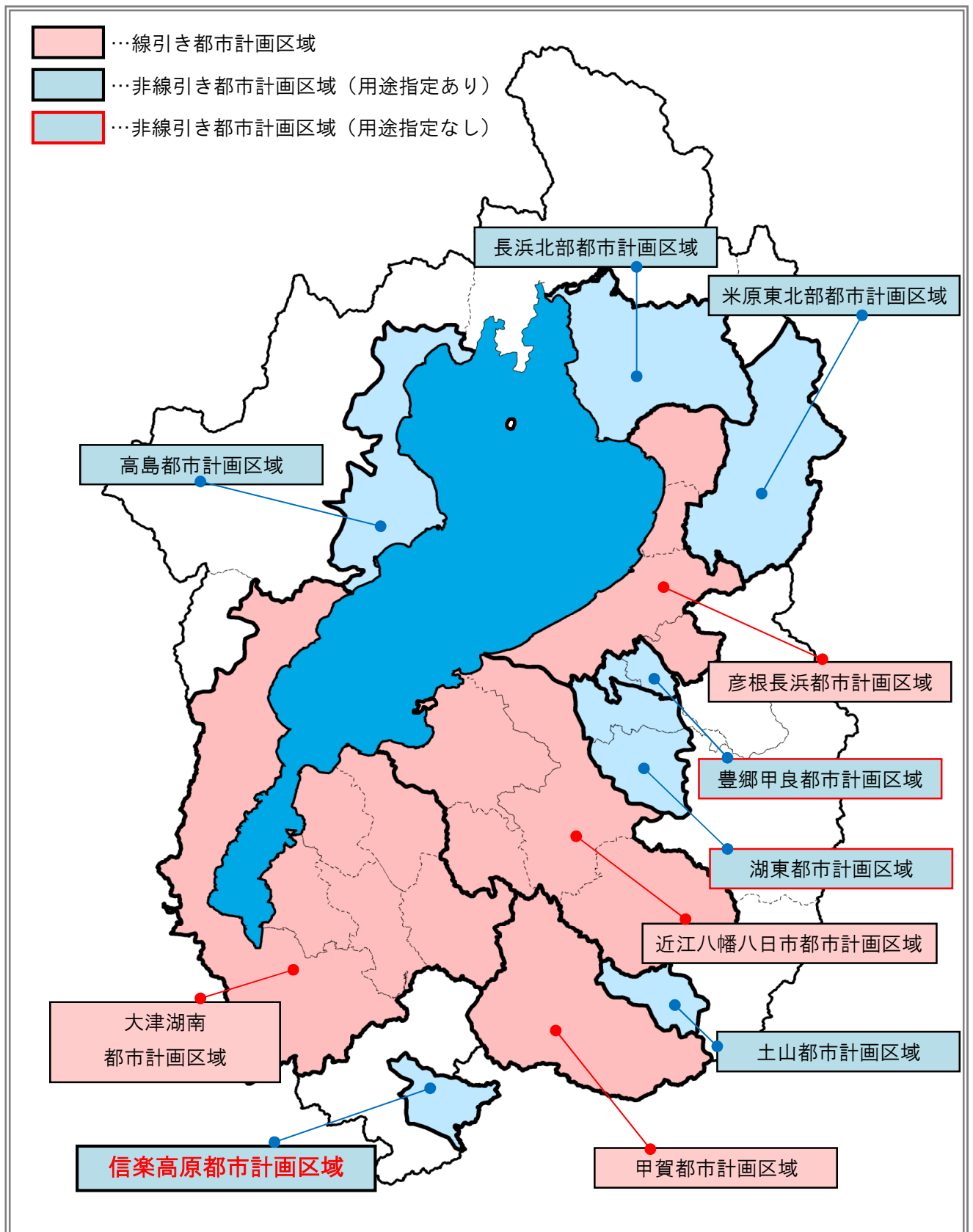
(3) その他

- ・本方針の実現に当たっては、住民・企業・行政等の協働により進めていくものとする。
- ・今後、都市計画区域の変更を行う場合等、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。

(4) 決定・変更年月日

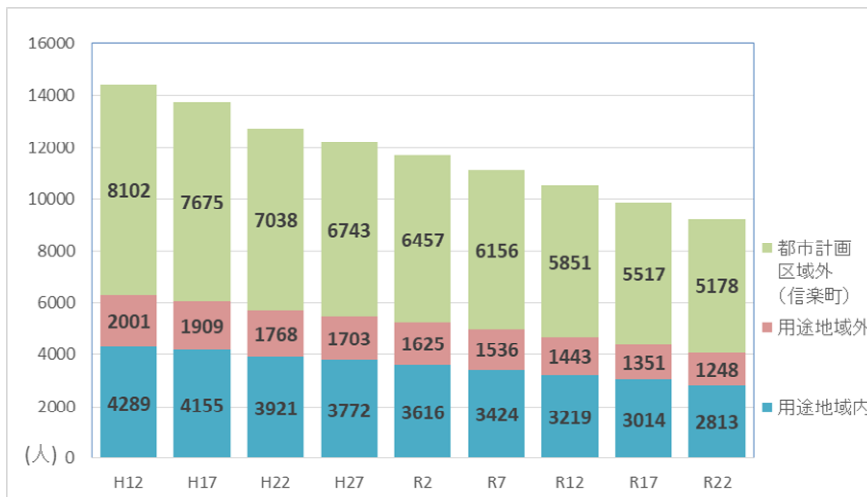
- ・当初決定 平成 16 年（2004 年）4 月 30 日
- ・変更 平成 26 年（2014 年）3 月 19 日
- ・変更 令和 3 年（2021 年）5 月 21 日

(参考1) 本区域の位置及び範囲

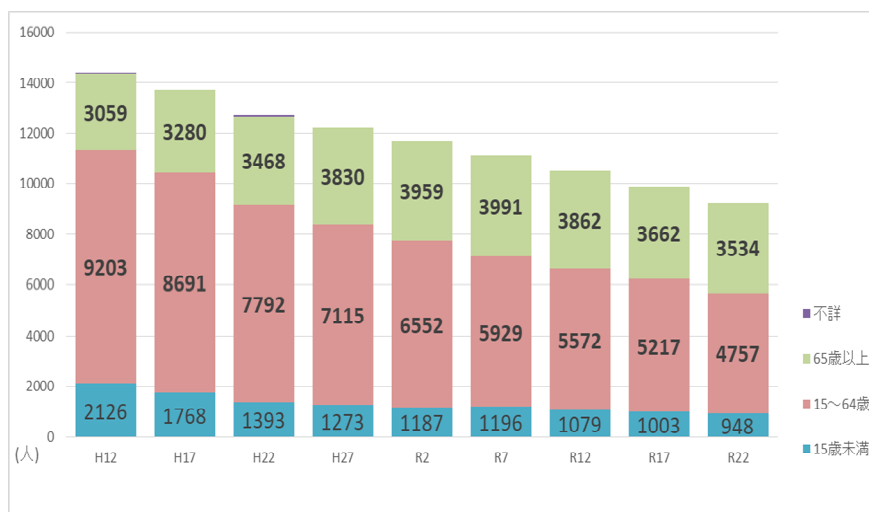


(参考2) 本区域の人口動向

- ・都市計画区域内人口は平成12年（2000年）をピーク（14,392人）に緩やかに減少する傾向にあり、本県の基礎調査の結果（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値等を参考）によると、令和12年（2030年）には10,513人と推測され、ピーク時から約27.0%減少する。
- ・特に用途地域内においては、平成12年（2000年）をピーク（4,289人）に令和12年（2030年）には3,219人と推測され、ピーク時から約24.9%減少する。
- ・高齢者人口の割合は平成12年（2000年）から増加傾向にあり、本区域の人口に占める老年人口の割合は、平成27年（2015年）の31.3%から令和12年（2030年）には36.7%に増加する予測である。



(用途地域内、用途地域外、都市計画区域外別人口)



(年齢階級別人口)

出典：滋賀県（基礎調査）

1-2 都市づくりの基本理念

(1) 区域の現況

本区域は、滋賀県の南部に位置し、甲賀市の一部（旧信楽町の一部の地域）で構成されている。

本区域は、東側に三上・田上・信楽県立自然公園の指定を受けている山々に囲まれており、大戸川や信楽川が細長い谷状の地形から流下し、その川沿いに市街地が形成されている。また、本区域には、豊かな自然が残されているだけでなく、紫香楽宮跡関連遺跡群、信楽焼古窯跡群、勅旨古墳群、多羅尾氏館跡および小川城跡など歴史資源も多く、地場産業を含めて観光地としての性格を有している。

(2) 区域の課題

このような地域特性を持つ本区域において、以下の課題がある。

①豊富な地域資源の活用

本区域は、高原状になった盆地地形や周囲を取り囲む山々の緑など豊かな自然の中に、地場産業となっている信楽焼、近くには紫香楽宮跡遺跡群や信楽焼古窯跡群といった歴史・文化資源もあり多様な地域資源を有しているが、観光面において、駐車場の不足や道路整備の遅れなど多くの課題があり、豊富な地域資源の活用が求められている。

②交通基盤整備による利便性の向上

新名神高速道路は、本区域と京阪神・中京等の都市圏との結びつきを強め、観光の利便性向上や通勤圏の拡大に寄与する。このため、新名神高速道路へのアクセス道路等周辺道路の整備によるネットワーク機能の強化が必要になっている。

一方、信楽インターチェンジ周辺は、都市計画区域外に位置していることから、適正な開発の規制・誘導も必要になることが考えられる。

③少子・高齢社会への対応

本区域では、年少人口割合の低下とあわせて、平成22年時点で高齢化率が26%を超えており、確実に少子・高齢化は進行している。そのため、地域コミュニティの維持が困難な地域も出てくると考えられる。一方、高齢者にとっては、公共交通機関の確保が重要な課題となっている。

(3) 基本理念

このような本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

○都市機能の集約化の促進

- ・これからの人口減少・少子高齢化社会に対応できるよう、公共交通を軸とした誰もが暮らしやすい都市づくりを推進する。あわせて今後の都市計画の在り方は、環境負荷の増大、インフラ投資効率の低下や都市の運営コストの増大等を回避する観点から、これまでの都市の拡大成長を前提とした在り方を転換し、都市の既存ストックを有効活用しつつ、秩序ある都市機能の拠点的整備を進めることとし、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略（令和2年(2020年)3月策定）」に基づき、過度な自動車利用を抑えた脱炭素社会を実現させるため、既存集落を核とする居住の適切な誘導および人口減少社会の課題である持続可能な都市運営の確保に向け、集落・拠点間を結ぶ道路ネットワークと公共交通施策とを連携させる、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を取り入れた都市づくりを目指す。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「都市の集積」のメリットは活かしつつ、「三つの密」の回避や「職住近接」への対応など、新しい生活様式を取り入れた都市づくりを目指す。

○地域資源を活かした観光・交流のまちづくり

- ・地場産業である信楽焼や紫香楽宮等の歴史・文化資源は、豊かな自然環境の中にあつて、全国に誇れる貴重な地域資源であり、これらの保全とともに積極的な活用および一層の魅力向上に努める。また、資源間のネットワーク形成を図るため、道路や駐車場などの基盤整備を進め、多くの人々が訪れたいくなる観光・交流のまちづくりを図る。

○交通基盤整備による活力あるまちづくり

- ・新名神高速道路信楽インターチェンジへのアクセス道路等の整備により、通勤の利便性向上、雇用の場の確保等につながる企業誘致、観光振興等をより積極的に図るとともに、インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道等での適正な土地利用の誘導を図り、活力と秩序あるまちづくりを図る。

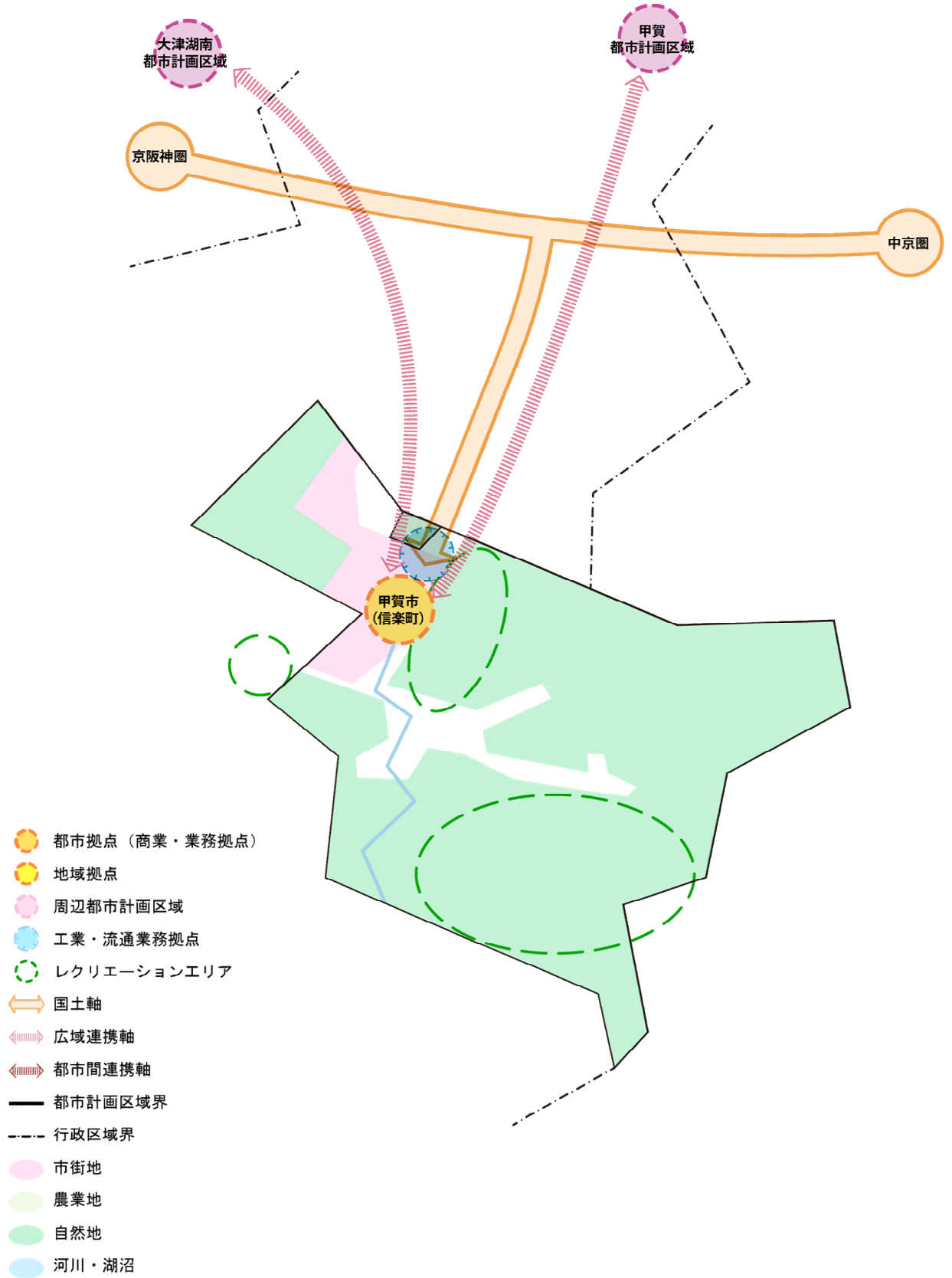
○安心して暮らせるまちづくり

- ・子どもや若年層が将来にわたって定住を望み、全ての人々が住み慣れた地域で住み続けられるためには、地域に誇りを持てる快適で利便性の高い環境づくりが求められる。そのため、信楽高原鐵道の利便性向上など公共交通の充実をはじめ、医療施設や福祉施設等の確保、全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり、特に防災機能に配慮した安全・安心のまちづくりなどを進める。

○安全・安心なまちづくり

- ・今後想定される大震災や洪水、がけ崩れ等の自然災害に対し、「地域防災計画」に基づき、防災ネットワークの強化や避難誘導、地域の防災施設・防災体制の完備、災害を想定した各種対策の準備や地先の安全度マップ等の災害リスク情報、ハザードマップの周知による危険な市街地の形成防止など様々な面での安全・安心まちづくりを進める。

信楽高原都市計画区域の将来都市構造図



2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

前述のとおり、本区域では、これまで過度な人口急増はなく、都市化の開発圧力もそれほど高くない状況が続いてきたため、市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定めておらず、今後も人口および企業立地等は急激に増加しないと予測される。

また、非線引き都市計画区域の用途地域指定のない地域（白地地域）においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく特別地域等の指定状況や、現状の地形条件等から開発行為は制限を受けている。

以上のことから、本区域においては、当面は急激かつ無秩序な市街化の進行は推測しがたいため、現状では区域区分を定めないものとする。

2-2 目標年次の人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

年次 区 分	平成 22 年 (基準年)	令和 7 年 (15 年後)
都市計画区域内人口	5.7 千人	おおむね 5.0 千人

3. 主要な都市計画の方針

3-1 土地利用に関する方針

(1) 主要用途の配置の方針

商業地では活気と繁栄やアクセスの良さ、工業地では効率性、住宅地では静けさや安らぎと利便性が重視されるなど、それぞれの土地利用は果たすべき役割や求められる機能が異なる。

用途の配置については、都市機能を維持増進し、居住環境の保護などを図るため、以下に示す主要用途の配置の方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）等に基づき、商業地、工業地、住宅地などの適正な確保と配置・誘導を図る。

①商業地・業務地

信楽高原鐵道信楽駅西側、信楽地域市民センター周辺、一般国道 307 号沿い等、既存の商業施設等の集積する地区を商業地・業務地として配置し、引き続き商業機能等の集積を図る。

②工業地

商業地の周辺、信楽高原鐵道信楽駅周辺、県道信楽上野線沿道、大戸川沿いなどには陶器工場と住宅が共存する地域が分布している。これらの地域では、今後とも地場産業の発展を図る必要があることから工業地として配置する。

③住宅地

商業地に隣接する商業施設と工業施設の少ない区域、小中学校周辺、紫香楽ハイランド等の新たな住宅地については、良好な環境で魅力ある住宅地の形成を図る。

(2) その他の土地利用の方針

①市街地における居住機能の改善または維持に関する方針

本区域の工業地では住宅と工場が歴史的に混在し、共存する市街地が形成されている。しかし、適切に居住環境の保全を図るため、特別用途地区により既存業種の工業施設あるいは居住環境に影響が少ない工業施設の立地を誘導する。

②秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

本区域における用途地域指定区域の幹線道路沿道などの低未利用地については、乱開発を防止しながら土地の有効利用の促進を図る。

また、用途地域の指定等がなされていない区域では、主要な道路沿道や農家住宅が

点在する集落地区等において、住宅化や将来人口等の動向、あるいはその他基盤整備等の地域状況に配慮した容積率、建ぺい率の指定や、必要に応じて用途地域指定の拡大、特定用途制限地域の指定、地区計画等を検討する。

③優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域では、河川に沿った谷部が農業振興地域の農用地区域に定められており、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。

④災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域の山林周辺にある採石場等に対しては必要な防災措置を指導するとともに、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域ならびに地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止区域等については、原則として開発行為を抑制し、保全に努める。また、降雨や出水によるがけ崩れの被害が想定される区域や、浸水等水害による被害が想定される区域についても、「滋賀県流域治水基本方針」に基づき、市街化を抑制する。

さらに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域等に指定された区域についても市街化を抑制する。

⑤自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域は主に大戸川の上流と支流の谷川の流域で構成されており、大戸川下流方向を除き、山々の緑に囲まれている。保安林、自然公園地域特別地域等の良好な環境の保全に有効な指定がされている地域については、今後とも指定の趣旨を踏まえ、その保全に努める。

また、信楽高原鐵道信楽駅付近および本区域南部の笹ヶ岳付近の県立自然公園指定区域については、景観面等で重要な自然環境が存在しており、これらは本区域に潤いを与えるなど地域資源となっている。これらの山地部は、災害防止や水源かん養、自然環境に配慮して保全整備に努める。

(3) 都市景観の推進に関する方針

滋賀県における景観指針である「湖国風景づくり宣言」に基づき、「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」、「風景を守り育てるひとづくり」の基本目標に即して景観形成を図り、都市の魅力向上を図るとともに、総合的な景観まちづくりの推進を図る。

3-2 都市施設の整備に関する方針

(1) 交通施設の整備の方針

①基本方針

○幹線道路の充実・強化

市街地を縦貫する一般国道 307 号は、生活道路であるとともに通過交通が多く、朝夕に混雑が見られることに加え、観光シーズンには観光客の車輛も多いことから渋滞が生じている。

新名神高速道路の整備に伴い、一般国道 307 号をはじめ、高速道路と連携した幹線道路網の整備を図る。

○人に優しい交通ネットワークの形成

地域の豊かな自然資源や歴史・文化資源を人々が快適に移動できるように、また誰もが安心して外出できるように歩行者・自転車が利用しやすい安全快適な道路ネットワークの形成を図るとともに、公共交通のユニバーサルデザインなどとあわせたネットワークの形成を図る。

○公共交通機関の利便性の向上

本区域の中心部には信楽高原鐵道信楽駅があり、鉄道駅と主要幹線道路を中心に市コミュニティバス等が運行されている。しかし、鉄道は単線で、かつ運行本数が限られており、バスの輸送実績もモータリゼーションの進行で安定したものでないことから、公共交通機関の経営は厳しいものになっている。

超高齢社会のなかで地域住民の生活を支えるとともに、観光地としての魅力を向上させていくために、鉄道の輸送能力の強化、利便性の向上を図るとともに鉄道駅へのアクセス道路や適切なバスサービスの確保等、総合的・機能的なネットワーク化を図る。

②主要な施設の配置、整備の方針

a) 道路

i) 主要幹線道路、幹線道路

新名神高速道路信楽インターチェンジのアクセス道路となる一般国道 307 号の整備を推進する。

ii) その他

中心市街地や主要な集落内の主要施設周辺部を中心に、ユニバーサルデザインによる歩道づくりなど、人にやさしい道路整備を図る。

また、やきものの里として観光客の来訪を支援するため、魅力的な散策路の整備を図る。

b) 鉄道・バス

信楽高原鉄道や市コミュニティバス等公共交通機関の維持・利便性向上のための検討を進めるとともに、地域住民の交通利便性を向上させ、地域の活性化につながるびわこ京阪奈線（仮称）鉄道構想を推進する。

c) 駐車場・駐輪場

公共交通機関利用の支援、地域住民の利便性向上および観光の振興につながる駐車場、駐輪場の整備を図る。

③主要な施設の整備目標

本区域およびその周辺地域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	名称	整備区間等	備考
道路	一般国道307号	甲賀市信楽町牧～甲賀市信楽町柞原（長野バイパス）	実施中
	栗東信楽線	甲賀市信楽町長野	予定
鉄道	信楽高原鉄道対策事業	全線	実施中

※ 道路については、平成30年3月策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。

(2) 下水道および河川の方針

①基本方針

a) 下水道

下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域における水質の保全を図るため、計画的な整備を進めることが必要である。本区域では都市下水路の整備は完了しており、公共下水道は事業実施中である。下水道の事業を促進するとともに、農業集落排水施設や合併浄化槽等の整備など、各地域の実情を踏まえた整備を促進する。なお、本区域は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく生活排水対策重点地区に指定されていることから、甲賀市において策定されている「生活排水対策推進計画」とも整合した整備を進めるものとする。

b) 河川

河川については、「河川整備計画」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進する。

②主要な施設の配置、整備の方針

a) 下水道

公共下水道計画の事業を促進する。
都市下水路の適切な維持管理を行う。

b) 河川

砂防指定地内を流れる河川については、砂防施設の建設を進め、河川の荒廃を防ぎつつ治水を推進する。

③主要な施設の整備目標

本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】

種 別	名 称 等	事業地	備 考
下水道	甲賀市（信楽）公共下水道事業	甲賀市	実施中

(3) その他の都市施設の整備の方針

①基本方針

a) 上水道

上水道については、水道整備が完了しているものの、引き続き良質な水を安定供給していくため、水源の確保、施設の拡張・改良に努める。

b) 汚物処理場

汚物処理場については、下水道整備等とあわせて、河川の水質保全等のため、汚物処理場の適切な維持管理に努める。

c) 廃棄物処理施設

循環型社会の実現に向け、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「滋賀県廃棄物処理計画（平成 28 年 7 月）」、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」および市等の策定する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設については、ダイオキシン類による環境汚染の防止に関する責務を実行する。

d) 教育・文化施設

教育・文化施設については、教育・文化の充実、教養の増進、都市機能やアメニティの向上を図る上で重要であるため、その機能の維持・充実に努める。

e) 医療・社会福祉施設

医療・社会福祉施設については、超高齢社会（本区域内の高齢化率 26.5%：平成 22 年）に対応した適切な施設の維持・充実に努める。

f) 火葬場

火葬場については、甲賀斎苑があり、適切な施設の維持管理に努める。

②主要な施設の配置、整備の方針

a) 上水道

上水道については、信楽第1水源地などがあり、これら取水施設や送水施設等の維持・充実や、新たな水源開発に努める。

b) 汚物処理場

汚物処理場については、甲賀市信楽水再生センターおよび甲賀広域行政組合衛生センター（旧水口町）があり、引き続き施設の維持に努める。

c) 廃棄物処理施設

ごみ処理場およびごみ焼却場については、信楽不燃物処理場や甲賀広域行政組合衛生センター（旧水口町）があり、引き続き施設の能力向上に努める。

d) 教育・文化施設

教育・文化施設については、各地域の学校や県立陶芸の森等、施設の活用を促進するため、各施設の整備充実に努める。

e) 医療・社会福祉施設

医療・社会福祉施設については、甲賀市立信楽中央病院などがあり、超高齢社会にも対応した適正な配置を図るとともに適切な機能の維持・充実に努める。

f) 火葬場

火葬場については、甲賀斎苑があり、適切な施設の維持管理に努める。

3-3 市街地整備に関する方針

(1) 主要な市街地整備の方針

①市街地整備の抱える課題

本区域の中心に位置する長野地区では、行政、商業、工業等の中心的な機能が集積している。現状では、道路、下水道等の基盤整備の遅れ、人口の減少、高齢化の進行、商店街の衰退などの問題があるが、伝統産業である信楽焼を中心とした中小の工場や工房が分散的に立地し、また陶器を並べる店舗や喫茶店など信楽らしいまちなみや雰囲気を備えている。今後は、まちの防災面に配慮するとともに、まちなか生活の場としての再編と、やきものまちとしての信楽らしさと賑わいを演出する観光施設等を整えていくことが課題である。

②市街地整備の方針

長野地区では、行政、文化などの中心、コンパクトで便利な市街地として生活道路整備、住宅の更新等を進める。また、商業・サービス、福祉・医療、コミュニティ、防災関連等の機能の導入・育成を図る。駐車場整備とやきもの関連の工房や店舗の魅力の活用によって、観光客等による賑わいの創出を図る。

新規の住宅地開発については、周辺地域との連携を保つとともに、鉄道駅や幹線道路へのアクセスも考慮するなど、既成市街地と一体的に機能するまちづくりを進める。

これらの市街地の整備に当たっては、可能な限り避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上に配慮するものとする。

3-4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1) 基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域は、北と西を市街地後背の西山等の山地、東と南を鈴鹿山地で囲まれており、区域の大半が県立自然公園区域を含む山林になっている。河川を見ると本区域は大津市内で瀬田川に注ぐ大戸川の上流にあり、中心部を大戸川が南北に流れる。また、河川によって形成された谷底に平野が形成され、市街地と農地として利用されている。

これらの豊かな環境と共生する都市づくりの形成を進めるため、集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、鈴鹿山系の山林やそこから流れ出す河川の水辺、その流域にある農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、観光需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を進める。

なお、本区域は緑に恵まれた地域であるが、丘陵地等の一部には採石場等があり、防災上はもとより景観上も大きな阻害要因になっているため、丘陵地等における自然・田園景観の保全や防災に配慮した整備を進める。

②計画水準

都市計画区域および用途地域において、緑地^(注1)として確保する目標水準は次のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	平成 22 年 (基準年)	令和 7 年 (15 年後)
緑地の確保目標量	おおむね 2,500ha	おおむね 2,500ha
都市計画区域に対する割合	76.5 %	おおむね 77 %
用途地域に対する割合	1.163 %	おおむね 1.2 %

また、本区域において、都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の都市計画区域内人口 1 人当たりの目標水準は、次のとおりとする。

【都市計画公園・緑地等の施設として整備すべき緑地の目標水準】

	平成 22 年 (基準年)	令和 7 年 (15 年後)
都市計画区域内人口 1 人当たりの目標水準	18.1 m ² /人	20.8 m ² /人

(注1) 緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。

(2) 主要な緑地の配置、整備の方針

本区域の都市形態、河川、山林等の自然形態の諸特性を踏まえ、「自然と伝統を創造的に生かし、文化の香る快適な生活のまち」とすべく、現在ある豊かな緑や水の存在や、歴史・文化的環境を後世に伝えるため、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統、その他の系統の5つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。

①環境保全系統

a) 地域全体

信楽高原鐵道信楽駅付近および本区域南部の笹ヶ岳付近の山林で、県立自然公園の指定を受けている区域については、今後とも保全する。また、市街地を取り囲む山林については、住民の身近な緑地として都市環境に寄与するところが大きいいため保全する。

一方、大戸川、信楽川等は淀川水系にあたり、水質保全に努めることが必要である。公共下水道の整備で水質保全を図り、大戸川およびその支流で水質が保全され多様な生き物が生息する豊かな水域では、水際空間の保全・活用を図る。

②レクリエーション系統

a) 地域全体

広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園である信楽運動公園の適切な維持管理を図る。

b) 集落地

住民の身近な憩いの場、安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園を人口や土地利用の動向および都市施設の配置を勘案して適切に配置する。

③防災系統

滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、東南海・南海地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。

a) 自然地域

水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。

b) 集落地

地震、火災等の災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を適正に配置する。

④景観構成系統

a) 地域全体

本区域南部の笹ヶ岳付近をはじめ市街地の後背となっている山林および市街地を貫流する大戸川の豊かな自然景観や、これらと調和した農地・集落景観など、優れた景観資源の保全・充実を図る。

b) 集落地

信楽高原鐵道信楽駅周辺や信楽地域市民センター、商店街周辺、市街地に点在するやきもの関連の工場等や店舗など本区域を代表する地域については、市街地整備とともに活性化施設や観光施設等と一体的な形成を図る。

また、本区域への導入路となる一般国道 307 号沿道についても適切な沿道景観形成を誘導する。

⑤その他の系統

a) 地域全体

本区域では、近くに紫香楽宮跡など歴史を感じさせる史跡による歴史・文化景観が形成されており、これらの地域と周囲の山々や河川による自然景観とが信楽固有の景観を形成している。今後とも優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、周囲の山々や河川等の緑・水空間とを結ぶなど魅力的な環境を感じられるネットワーク形成を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。

【都市計画公園・緑地等の配置および整備の方針】

公園・緑地等の種別	配置および整備の方針
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進する。
都市基幹公園	信楽運動公園については、引き続き整備充実に努める。

3-5 都市景観形成と保全に関する方針

(1) 基本方針

本区域は、自然と人との営みが一体となった田園景観、大戸川等の河川景観、陶芸のまちとしての地域特性を活かした市街地景観など、豊富な自然、都市、歴史・文化資源を有しており、これらの資源を活かして、地域の特性に応じた魅力的かつ一体的な景観形成を図る。

(2) 整備方針

①歴史的景観の保全と形成

信楽道等の歴史的街道や、神社仏閣等周辺の伝統的なまちなみ、農山村の伝統的な集落景観等を保全するとともに、これらを活かした景観まちづくりを推進する。

②幹線道路沿道・鉄道沿線の景観形成

一般国道 307 号等の幹線道路沿道においては、市街地や田園、山地など、区間ごとの沿道の状況に即した良好な沿道景観の形成を図るものとする。また、沿道には広告物も多く設置されることから、官民連携により良好な沿道景観の形成に努めるものとする。信楽高原鉄道線の沿線においては車窓景観に配慮した景観形成を図る。

③河川沿岸の景観の保全と形成

大戸川等の河川沿岸においては、周囲の土地利用の状況等景観資源に配慮し、つながりのある河川景観の形成を図ることとする。また、堤防上からの眺望にも配慮するものとする。

④市街地の景観の保全と形成

市街地においては、土地利用の状況と周辺環境に調和した市街地景観を形成する。中心市街地や駅周辺においては、都市の玄関口、顔としてふさわしい景観を形成するとともに、陶芸のまちとしての個性あるまちなみを形成し、観光地として歩いて楽しい風格と賑わいのある市街地景観の形成を図るものとする。

⑤農山村景観の保全と形成

農林業の生業が生み出す風景を基盤として、集落と農地、山林等が一体となった伝統的な農山村景観の保全、形成を図るものとする。

3-6 防災に関する方針

(1) 基本方針

本区域では、南海トラフ地震および甲賀市周辺の主な活断層（信楽断層帯、木津川断層帯）の被害が懸念される地域であり、甲賀市防災マップには、大戸川周辺の小学校区ごとに大雨による氾濫した場合の浸水想定区域と、中小河川などの身近な水路の氾濫を考慮した地先の安全度マップが示されている。更に、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地などが存在する。

このように想定される災害危険の多様性と地域防災体制の強化を柱とした「地域防災計画」を防災対策の基本とし、地域の防災施設・防災体制の整備など各種対策準備やハザードマップの周知等により、災害に強いまちづくりを目指す。

(2) 防災の推進に関する方針

①地震・火災に強いまちづくりの推進

震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。

②浸水被害に強いまちづくりの推進

気候変動により、今後さらに水災害が頻発・激甚化することを踏まえ、河川整備等の「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策である「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に組み合わせた「しがの流域治水」を推進し、浸水被害に強い都市づくりの実現を目指す。

③土砂災害等に強いまちづくりの推進

大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。

3-7 都市環境に関する方針

(1) 基本方針

地球温暖化が進む中で、低炭素社会の実現、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない都市・社会の実現が求められている。

本区域の用途指定地域においても、環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化、緑を活かした低炭素型都市の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。

また、本区域の用途無指定地域においては、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例（平成19年甲賀市条例第60号）などに基づいて適切な土地利用の規制誘導を行うことで、緑地の保全を図る。

(2) 都市環境への取組に関する方針

①環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化

信楽高原鐵道信楽駅周辺や集落等の既存住宅地（空き地・空き家を含む。）については、保全・有効活用を、また、集落周辺等に広がるまとまった農地については、優良農地として保全することを基本とし、周辺地域への無秩序な市街地の拡大を防止するとともに、公共交通による地域間連携を図り、できるだけ環境負荷の少ないコンパクトで秩序ある土地利用の形成を図るものとする。

②緑を活かした低炭素型都市

豊かな自然景観や田園風景の保全、地産地消等による農林業の積極的な保全、水辺の保全などにより、緑を活かした低炭素型都市の実現を目指す。

③生物多様性の保全・向上

開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした低炭素型都市の実現と合わせて、生物多様性の保全および向上についての取組を行うものとする。

3-8 福祉のまちづくりに関する方針

(1) 基本方針

少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくものとする。

ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園、病院や地域市民センターなどの公共公益施設、バスや列車などの公共交通施設のバリアフリー化の推進を図る

ものとする。

信楽高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附图

